

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンスの考え方」に基づき、株主様、お客様、お取引先様、従業員等、すべてのステークホルダーに対し、健全かつ公正で透明性の高い経営を行うことを重要な経営課題のひとつとして位置づけております。また、サガミグループビジョンである「No.1 Noodle Restaurant Company」を全従業員で共有し、食文化を通じて地域社会に貢献するとともに、経営環境、市場環境の変化に即応し、適宜必要な施策を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4】 議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

現在、当社の株主における海外投資家の比率は1.7%で相対的に低いと考えております。今後については、市場環境及び海外投資家比率を勘案し、議決権の電子行使を可能にする環境及び招集通知等の英訳化を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4】 政策保有株式

□ 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社における政策保有株式の縮減の方針については、毎年、取締役会において成長性、収益性、取引関係強化等を考慮して、当社グループの利益と保有意義、経済合理性を総合的に判断し投資の可否を決定してまいります。

□ 政策保有株式の保有の適否の検証内容

個別銘柄の保有の適否については、毎年、取締役会にて保有目的が適切か、保有に伴う便宜や資本コストに見合っているかなどを具体的に精査し、資本効率向上等の観点から保有総数を削減していく方針としており、市場への影響等を総合的に考慮のうえ、適宜売却することといたします。

□ 政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から、その行使についての判断をし、取締役会或いは経営会議において議案の内容を精査し、適切に議決権を行使いたします。特に、株主価値を毀損するような議案については、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断はいたしません。

【原則 1-7】 関連当事者間の取引

当社では、役員や主要株主との取引を行う場合は、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、また会社法に定める利益相反取引に該当する等の場合は、当社役員規程に基づき、あらかじめ取締役会に付議しその承認を得るものとしております。また、役員就任時には、近親者（二親等内）との取引についても報告する誓約書を提出することにしております。

【原則 2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金は、確定拠出年金制度を採用しております。従って、積立金の運用は従業員自らが行っておりますが、従業員の資産形成に影響を与えること等も踏まえ、確定拠出年金の資産運用に関する従業員教育等に取り組んでおります。

【原則 3-1】 情報開示の充実

□ 当社の目指すところ（理念・経営ビジョン）や経営戦略、経営計画

当社では、経営理念である「私たちは、「食」と「職」の楽しさを創造し、地域社会に貢献します ～すべては みんなのゆたかさ笑顔のために～」を基本として、メインビジョンである「No.1 Noodle Restaurant Company」の実現に向けて取り組んでおります。発表を延期しておりました2022年度を最終年度とする中期経営計画を2020年10月15日に適時開示し、当社ホームページにて公表しております。

□ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針

当社では、株主様、お客様、お取引先様、従業員等、すべてのステークホルダーに対し、健全かつ公正で透明性の高い経営を行うことを重要な経営課題のひとつとして位置づけております。更に、サガミグループビジョンである「No.1 Noodle Restaurant Company」を全従業員で共有し、食文化を通じて日本国をはじめ全世界の地域社会に貢献するとともに経営環境、市場環境の変化に即応し、適宜必要な施策を実施してまいります。また、社会的なスタンスから企業価値を高めると共にコーポレートガバナンスの認識強化に努めてまいります。

□ 取締役会が取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社では、指名・報酬諮問委員会が代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を決定し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員の報酬基準等を検討します。また、指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成され、委員長は、その構成員の中から選定するものとし、指名・報酬諮問委員会の決議により決定するものとする。更には3名以上で構成し、その過半数が社外役員で構成されます。この指名・報酬諮問委員会において、代表取締役会長、代表取締役社長が受ける報酬額の決定と、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬額の基準や報酬の構成、会社業績、職責、成果や監査等委員である取締役が受ける報酬基準の目安などを諮問し、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。

□ 取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者の選解任方法

当社では、指名・報酬諮問委員会が取締役会全体のバランスを考慮しつつ、各部門において迅速な意思決定と監督が行えるように総合的に判断し、取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び代表取締役の選任・解任議案の検討を行い、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。解任については、公序良俗に反する行為を行った場合や、会社業績等の評価を踏まえ、取締役がその機能を発揮していないと認められる場合においては、指名・報酬諮問委員会において、解任の審議を行えるものとしております。

また、監査等委員である取締役候補者につきましては、当社事業全般に関する理解、財務・会計に関する知見、会社法をはじめとする法的な知見などを勘案して総合的に判断しております。社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者につきましては、会社法に定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性判断基準に加えて、その専門性、豊富な経験、高い見識を有しているなどを総合的に検討しております。

□ 取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

当社では、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の候補者については、株主総会招集ご通知(株主総会参考書類)に記載のとおりであります。

【補充原則 4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、定款及び法令で定めるもののほかに、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。また、各グループ会社の業務執行の決定については、各子会社の経営陣に委任しており、その内容は稟議規程等の社内規程において明確に定めております。

□ 定款及び法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項

- (1) 子会社の経営方針も含む重要な事項
- (2) 子会社の役員人事に関する事項
- (3) グループ経営管理業務に関する重要な事項
- (4) その他取締役会が必要と認めた事項

【原則 4-9】 独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)の独立性判断基準及び資質

当社では、独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者の選任については、会社法及び当社が上場する金融商品取引所が定める独立性判断基準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会にて議案の検討を行い、取締役会で十分な検討を行い、独立社外取締役候補者を選任しております。

【補充原則 4-11-1】 取締役会全体のバランス、多様性及び規模

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名(社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(社外取締役3名)の総勢10名で各々が企業経営、財務・法務および国際的な事業展開において豊富な知識・経験を備え、多様性を十分に確保した構成となっております。また、社外から5名を選任することにより独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。現状、女性取締役2名(うち監査等委員である取締役1名)を選任しております。また、取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者については、社内外を問わずに、人格、知見に優れた方を選任しており、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)については、過去の経験、専門的知識、金融商品取引所の独立性判断基準に基づき選任しております。

【補充原則 4-11-2】 役員の内兼任状況

当社取締役(監査等委員である取締役を含む。)の兼任状況については、当社以外の上場企業を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。また、各役員の内重要な兼職状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告や株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則 4-11-3】 取締役会全体の実効性に関する分析と評価

当社では、取締役会の実効性について、各取締役(監査等委員である取締役を含む。)は取締役会が適切に機能しているのかを随時分析評価しております。具体的には、取締役会における会議資料などの質や量、意思決定のプロセスと権限、グループ全体に影響するリスクなどの様々な項目について、年1回の無記名によるアンケート提出を義務付けております。このアンケート結果に基づき取締役会において、更なる議論を重ねることによって、より高い透明性と実効性の確保に努めております。

【補充原則 4-14-2】 取締役(監査等委員である取締役を含む。)のトレーニングの方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、会社の事業、財務、組織等及びコーポレートファイナンス、会社法関連法令等の知見を十分有していると考えております。また、役員は社内外を問わずに専門的な部署による研修、改革や変革、経営戦略の外部講義等の研修や異業種交流会での情報収集などに参加しております。また、役員就任時には、営業店舗も含めて社内視察等を行っており、その結果を取締役会及び経営会議時において情報共有を図っております。

【原則 5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主・投資家を重要なステークホルダーの一つとして考えおります。また、双方の建設的な対話を重視しており、経営企画部長が経営企画、総務、経理部門等と連携して円滑なIR活動を行ってまいります。

- (1) 経営企画部長は、株主との対話全般を統括し、建設的な対話の実現を促進してまいります。
- (2) 証券会社等が主催する個人投資家・機関投資家向けの説明会に参加して、株主・投資家との対話の充実を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。
- (3) 決算情報などは、法定開示以外にも当社ホームページや株主宛の小冊子である事業報告書「凜」に掲載して情報開示を行ってまいります。
- (4) 株主・投資家との対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内規程に基づき情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底してまいります。
- (5) 「株主 = お客様」の考え方を重視して、株主優待制度や営業店舗を通じて株主との対話に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

昭和産業株式会社	1,194,000	4.50
アサヒビール株式会社	1,032,000	3.89
株式会社愛知銀行	923,990	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	628,600	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	532,900	2.01
株式会社昭和	433,905	1.63
第一生命保険株式会社	399,000	1.50
サガミ共栄会	389,978	1.47
大嶋つき子	375,434	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	356,400	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社及びJTCホールディングス株式会社と合併し、2020年7月27日付で、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
遠藤良治	他の会社の出身者													
川瀬千賀子	他の会社の出身者													
神谷俊一	弁護士													
村上貴子	公認会計士													
古川賢一郎	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤良治		○	同氏は株式会社ロフトの元代表取締役社長であり、現在はサツドラホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社は両会社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。	長年にわたる流通業界の経営者としての幅広い見識と経験を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した、客観的視点から提言をいただくことを期待し選任しております。
川瀬千賀子		○	同氏は株式会社川瀬電気工業所の代表取締役会長であります。当社は株式会社川瀬電気工業所との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。	長年にわたるサービス業界での経験や監査役、経営者としての幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

神谷俊一	○	○	同氏は弁護士法人漆間総合法律事務所に入所しております。当社は当事務所との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。現在同氏は株式会社中外の社外監査役ならびに東海ソフト株式会社の社外取締役監査等委員を兼任しておりますが、当社と両社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。	弁護士としてその専門的見地から意見を求めるのに適任であるため。
村上貴子	○	○	同氏は公認会計士村上貴子事務所所長を現任しております。当社は当事務所との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。	公認会計士としてその専門的見地から意見を求めるのに適任であるため。
古川賢一郎	○	○	同氏は株式会社愛知銀行の元監査役室調査役であります。同行は当社の大株主であり、当社と同行の間には定常的な取引がありますが、取引内容は一般的な銀行取引であり、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	長年にわたる監査役室担当としての専門的な知見・経験を有しており、その専門的知見・経験を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会からの要請でスタッフを配置しており、監査等委員会の業務遂行の補助役として努めております。監査等委員会から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮命令を受けないこととなっております。また、監査等委員会の業務遂行を補助することについて、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。さらに人事については、常勤監査等委員である取締役と協議を行い独立性についても十分留意することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、半期に一度開催される三様監査会議において、監査等委員会、グループ子会社監査役と会計監査人および品質・内部統制管理部の間で情報の共有が図られております。常勤監査等委員である取締役が原則週1回品質・内部統制管理部と会合を持ち、取締役会・グループ経営会議における審議事項について報告を行うなど緊密に連携をとるようにしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社では、1つの任意の委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。
指名・報酬諮問委員会が当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を選任及び解任に関して必要な基本方針、規則及び手続などの制定、変更、廃止を行い、取締役会全体のバランスを考慮しつつ、各部門において迅速な意思決定と監督が行えるように総合的に判断し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員、代表取締役ならびに役付取締役、役付執行役員を選任・解任議案の検討を行い、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。

また、指名・報酬諮問委員会が代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を決定し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員の報酬基準等を検討します。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成され、委員長は、その構成員の中から選定するものとし、指名・報酬諮問委員会の決議により決定するものとする。更には3名以上で構成し、その過半数が社外役員で構成されます。この指名・報酬諮問委員会において、代表取締役会長、代表取締役社長が受ける報酬額の決定と、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬額の基準や報酬の構成、会社業績、職責、成果や監査等委員である取締役が受ける報酬基準の目安等に関する規定内容を諮問し、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

2016年6月29日開催の第46期定時株主総会において、取締役に対する新たな報酬制度導入が承認可決されました。
具体的には、「株式給付信託(BBT(Board Benefit Trust))」を導入しております。
2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたしましたので、実質的な制度に係る報酬枠の内容は導入時にご承認いただいた内容と同一ではありますが、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬の額を改めて決定することについて、承認可決されました。
本制度の導入は取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役および監査役の報酬等の額
 取締役（監査等委員を除く） 8名 66,066千円（うち社外 2名 5,940千円）
 取締役（監査等委員） 3名 19,584千円（うち社外 2名 3,960千円）
 監査役 3名 3,300千円（うち社外 2名 1,320千円）

(注) 上記支給額には2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において承認され、当事業年度に計上した当社グループの取締役に対する株式給付引当金繰入額3,856千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針について役員規程を定めており、以下のような方針、方法によって決定しております。役員に対する報酬は、基本報酬と賞与により構成されており、退職慰労金については、2007年4月19日をもって制度を廃止しております。取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する基本報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会が代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を決定し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員の報酬基準等を検討します。この指名・報酬諮問

委員会において、報酬額の基準や報酬の構成、会社業績、職責、成果などを諮問し、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。また、賞与については、代表取締役が会社業績及び各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の貢献度を勘案のうえ、総額を算定し定時株主総会で承認を得ることになっております。なお、当事業年度(2020年3月期)に係る役員賞与はありません。

【社外取締役のサポート体制】

経営企画部及び総務担当が事務局となり、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の職務を補助しております。社内情報につきましては、必要に応じて取締役及び事務局より報告ならびに説明がなされます。取締役会開催に際しては、取締役会招集通知に議案及び報告事項に係る資料を添付し、事務局より事前に配布及び説明がなされます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
——	——	——	——	——	——

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 企業統治の体制

□ 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会と監査等委員会において業務執行と監督・監査を行っており、株主様、お客様、お取引先様、従業員等の社内外の利害関係者に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力しております。

取締役会は、定時取締役会を毎月1回開催、また必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、付議事項の決議並びに経営上の重要な事項を審議しております。また、取締役会のメンバー並びに執行役員、議題の関係者が参加する毎週月曜日のグループ経営会議において、業績の現状、業務の遂行状況の報告、及び経営方針を伝えると共に、経営の透明性・客観性・適法性・妥当性の確保を図っております。

□ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。また、その徹底を図るため、品質・内部統制管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に役職員教育等を行っております。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、品質・内部統制管理部並びに四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会が実施しております。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとしております。また、コンプライアンス通報・相談規程を設け、情報提供の窓口を品質・内部統制管理部として、法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行うことができる体制となっております。

□ リスク管理体制の整備の状況

事業活動に伴うリスクの管理としては品質・内部統制管理部を設置して適正な業務運営の確立に努めております。特に品質管理においては飲食業における重要な管理項目であるため、外部機関の意見や指導を受け、事故の未然防止に努めております。

2 内部監査及び監査等委員会監査

代表取締役直轄の品質・内部統制管理部は5名で構成され、監査等委員会との連携のもと、監査計画書に基づき業務全般に関して法令、社内規程に照らしリスクマネジメントコントロールの評価・改善を行っております。監査等委員会は、常勤監査等委員1名、監査等委員2名で構成される監査等委員会により、監査方針及び監査計画に基づき実施されます。品質・内部統制管理部及び監査等委員会は会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。

3 社外取締役

当社の社外取締役は5名であります。また、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名及び監査等委員である社外取締役3名を独立役員に指定しております。

独立役員である監査等委員ではない社外取締役遠藤良治氏は、株式会社ロフトの元代表取締役社長であり、現在はサツドラホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員でもあります。当社は両会社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。

独立役員である監査等委員ではない社外取締役川瀬千賀子氏は、株式会社川瀬電気工業所の代表取締役会長であります。当社と株式会社川瀬電気工業所との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。

独立役員である監査等委員である社外取締役神谷俊一氏は、現在は株式会社中外の社外監査役ならびに東海ソフト株式会社の社外取締役監査等委員を兼任しておりますが、当社と両社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。独立役員である監査等委員である社外取締役村上貴子氏は、公認会計士事務所の所長であります。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。独立役員である監査等委員である社外取締役古川賢一郎氏は、株式会社愛知銀行の元監査役室調査役であります。同行は当社の大株主であり、当社と同行との間には定期的な取引がありますが、取引内容は一般的な銀行取引であり、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

監査等委員ではない社外取締役である遠藤良治氏の選任理由につきましては、長年にわたる流通業界の経営者としての幅広い見識と経験を当社の経営全般に反映していただくため選任しております。監査等委員ではない社外取締役である川瀬千賀子氏の選任理由につきましては、長年にわたるサービス業界での経験や監査役、経営者としての幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため選任しております。

監査等委員である社外取締役の選任理由につきましては、監査等委員会の一層の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するとともに、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等のチェック機能を担っていただくことを期待し選任しております。当社が考える社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)の機能は、経営の透明性の向上及び客観性の確保を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることにあり、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)が、円滑に経営に対する監督と監視を実行できるよう、品質・内部統制管理部及び会計監査人との連携のもと、必要な都度、必要な資料提供や事情説明を行う体制をとっております。

4 会計監査

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、財務書類の監査を受けておりますとともに、会計監査を通して、業務運営上の改善に繋がる提案を受けております。また、2020年3月期における業務を執行した公認会計士は鈴木賢次氏及び澤田 吉孝氏の2名であります。なお、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士11名、その他8名であります。なお、その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

2020年3月期において支払うべき監査報酬

公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく監査報酬27,000千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営等の意思決定においては取締役会のほか、グループ経営会議による審議を通して、経営の透明性を図っております。また、常勤監査等委員は取締役会及びグループ経営会議に出席し、経営の透明性・客観性・適法性・妥当性をチェックするとともに、必要に応じて意見を述べるなどの監視機能を果たしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日に開催の第50期定時株主総会招集通知に関しては、法定期日の5日前である2020年6月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	慎重に日程を検討した結果、本年は2020年6月25日に開催することとし、集中日は回避いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	新型コロナウイルス感染症の影響により、株主様の出席が難しい状況が続くことが予測されたため、議決権行使方法の選択肢を増やし、株主様の安全に配慮いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。 URL https://www.sagami-holdings.co.jp/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対しては、本年は新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止となりましたが、例年、名証IRや証券会社を通じて定期的に説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	URL https://www.sagami-holdings.co.jp/ 掲載資料：決算短信・プレスリリース・有価証券報告書(EDINET)・四半期報告書(EDINET)・その他開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主様、お客様、お取引先様、従業員等の社内外の利害関係者に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、食品リサイクル法に対応すべく、食品廃棄物の減量化に努めております。エビの輸入先、インドネシア(粗放養殖)でマングローブ植樹をいたしました。 東海・東南海地震に備えて「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の表示(静岡県と福井県の店舗は除く)と各店所在地の「海拔」表示を「和食処サガミ」全店に設置しました。 また、シニア層に対して食育講座などの開催もいたしております。 更に、環境への取り組みといたしましては、お持ち帰り容器を紙容器へと随時変更するとともに、2019年12月より、レジ袋を環境に配慮した原材料へ変更しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「私たちは、「食」と「職」の楽しさを創造し、地域社会に貢献します ~すべてはみんなのゆたかさと笑顔のために~」という経営理念のもと、すべてのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に金融商品取引法及び上場金融商品取引所の定める法令・規則を遵守し、タイムリーな情報提供に努めるため「ディスクロージャーポリシー」を制定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、品質・内部統制管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に役職員教育等を行う。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、品質・内部統制管理部並びに四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会が実施する。これらの活動は、取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループ文書管理規程に従い、取締役会議事録・稟議書等取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、品質・内部統制管理部がガイドラインを制定し周知徹底させると共に、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。さらに当社及び子会社の連携により当社グループのリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、原則毎月1回定時取締役会を開催し、さらには原則毎週1回のグループ経営会議を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。また、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程により、取締役・使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを適用する。原則、毎週1回グループ経営会議を開催し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。監査等委員会は連結子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査及び業務監査を行い、その業務の適正さを確保する。また、品質・内部統制管理部は当社グループの監査等委員会・子会社監査役と連携し、当社グループの業務執行の適法性・効率性の実施状況を監査する。

(6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社グループは、監査等委員会から監査業務を補助するために使用人の配置要請があれば応えるものとする。ただし、その人選、人員については、監査等委員会と取締役会にて協議するものとする。監査等委員会から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮命令を受けない。また、当該使用人は、監査等委員会の職務遂行を補助することについて、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。さらに人事については、常勤監査等委員と協議を行い独立性についても十分留意するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を遵守する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。また、公益通報者保護法の施行を受け、情報提供の窓口を品質・内部統制管理部として、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程に定め、不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(8) その他 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、必要に応じて随時代表取締役と会合を持ち意見を交換しており、会社に対処すべき課題、会社を取り巻きリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見を交換することとする。また 監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に必要に応じて会計監査人に意見を求める。さらに 監査等委員会の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、外部の専門家を任用するための費用を会社に求めることができる。加えて品質・内部統制管理部とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて品質・内部統制管理部に調査を求めることができるものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、品質・内部統制管理部を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及び当グループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。また、継続的な評価を実施し不備が発見された場合には必要な是正を実施し、内部統制が有効であるという体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当社グループは、グループ倫理・行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」と定めており、不当請求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に取り組む。当社は平素より、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、暴力追放愛知県民会議、外食産業暴力対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

該当項目に関する補足説明

当社は一般的に「事前警告型」と呼ばれる買収防衛策(以下「本プラン」)を導入しておりますが、上場企業である以上、株式を大量に取得する行為を一概に否定しているわけではありません。ただ、株式を大量に取得する者の中には当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合もあります。

このような事態が発生した場合、大量取得者の正当性や敵対的買収に応じるかを株主様が判断できるだけの時間を確保するためには本プランの導入が必要であると判断いたしました。なお、現在、買収提案や当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められるような買収者が大量に株式を取得されている等の事例は発生しておりません。当社が導入している本プランは20%以上の株式取得を目指す買収者に対し、買収の目的や資金の裏づけの説明を求め、経営陣から独立した独立委員会が買収提案の是非を検討します。買収提案が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと独立委員会が判断した場合には、その見解を最大限に尊重して取締役会が決議を行い、新株予約権の無償割当を発動するというものです。このように本プランにつきましては、当社取締役会の保身のためではなく、あくまでも株主様が買収提案に対して判断できる時間を確保するためのルールを制定したにすぎません。また、その運用においても独立性・透明性は確保できていると判断しております。なお、本プランの詳細につきましては、2019年5月10日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご覧ください。

(当社ホームページ URL <https://www.sagami-holdings.co.jp/>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主様に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力しております。当社の最高意思決定機関である取締役会は毎月開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会が開催されます。当社の重要な経営事項の審議・決定並びに各取締役の業務遂行を監督しております。さらに、グループ経営会議を毎週1回開催し、取締役会のメンバーと各部署の長(あるいは議題の関係者)が出席、業績の現状、業務の遂行状態の報告、あるいは方針を伝える場となります。監査等委員会は、監査に関する方針を定め、監査等委員の報告に基づき協議をし、監査意見を形成します。また、常勤監査等委員は取締役会及びグループ経営会議に出席し、経営の透明性・客観性・適法性・妥当性をチェックするとともに、必要に応じて意見を述べます。さらに当社は代表取締役直属の品質・内部統制管理部を設置しており、監査等委員会との連携のもと監査計画並びに代表取締役からの指示に基づき、当社全体の業務運営が適法かつ社会的責任を踏まえた上で執行されているか監査を行っております。以上のように、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を通じた企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

【適時開示体制について】

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、「グループ内部情報管理規程」を制定しております。内部情報管理責任者は経営企画部長とし、会社全体にわたる内部情報を管理及び保全し、重要事実該当する内部情報の指定及び解除並びに内部情報の発表及び開示等を行い、役職員に対し、証券関係法令等の遵守についての助言を行うとともに、内部情報の管理の重要性を認識させ内部情報管理規程の周知徹底をはかります。

内部情報管理副責任者はグループ管理部長とし、内部情報管理責任者の指示を受け、会社全般の内部情報の管理及び保全と、各部・店との調整並びに連絡等を行います。

情報管理者は各部・店の責任者とし、所管部・店内で内部情報等を管理するとともに、重要事項及び情報等が発生したとき、または内部情報の指定の解除を要するときは、内部情報管理責任者に対して、内部情報の指定あるいは解除等の手続きを行います。

内部情報管理責任者は、上記体制により集められた情報のうち重要事実について、取締役会決議等の手続を経たうえで適時開示を行います。

2. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

経営企画部及び株式事務担当である総務・法務課は情報の公表、投資家からの問い合わせへの対応及び当社ホームページへ公表資料の掲載を行い、総務・法務課はTDnetへの登録等東京証券取引所との連絡を行います。

また、役職員は、上場会社の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び証券業協会、証券取引所等の定める諸規則並びに社内規程を遵守し、誠実に業務を遂行するものとしております。

